



埼玉県報

第 493 号
令和 6 年(2024 年)
2 月 27 日
火曜日

目次

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 東松山都市計画道路の変更(都市計画課)
- 県道新倉蕨線の供用の開始(朝霞県土整備事務所)
- 一般国道 140 号の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 県道久喜騎西線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 県道川越栗橋線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)

告示

埼玉県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
八潮市立休日診療所	八潮市長 大山 忍	八潮市中央一―二―一	令和六年一月四日
医療法人社団街かど会 街かどのクリニック	医療法人社団街かど会	入間郡毛呂山町川角七―一	令和六年一月一日
入間すずき眼科	鈴木 貴英	入間市上藤沢四六二―一イ オンスタイル入間二階	令和六年二月一日
家田整形外科皮膚科クリニック	家田 友樹	四 富士見市鶴瀬東一―一〇―	令和六年一月一日
なかや頭痛脳神経クリニック	中谷 幸太郎	ふじみ野市上福岡一―六― 二三 MDビル一階	令和六年二月一日
めぐみ眼科	新澤 恵	五 F 五 F 五 F 五 F 五 F ふじみ野市上福岡一―七― 二七第二上福岡アサヒビル	令和六年二月一日

豊春薬局	科・矯正歯科 市駅前キュア歯 ーンパーク 和光 医療法人社団グリ	春日部堀池デンタル オフィス	Kデンタルクリ ニック	坂本歯科医院	アルファ歯科医院	たかはしファミ ー歯科・矯正歯科	上尾女性クリニ ック	あさこ小児科内 科医院	奏診療所	にいざの森ファミ リークリニック
西條 智穂	医療法人社団グ リーンパーク	堀池 将司	和田 かつら	坂本 久美子	黒木 仁英	高橋 玄	増田 弘満	あさこ小児科内 科医院	医療法人奏生会	医療法人社団葵 月泰和
春日部市下蛭田一三二―三三	和光市本町一―三鈴森駅前 ビル一階	春日部市緑町六―三―一六	入間郡毛呂山町中央四―八― 一五	児玉郡上里町七本木二六四七 ―五	熊谷市銀座七―二〇	上尾市川二一七―三藤和ビル 一階	上尾市仲町一―一―一四	草加市高砂二―二―一二	蓮田市本町二―二三稲橋ビル 三階・四階	新座市野火止七―四―三〇
令和六年一月 一日	令和六年二月 一日	令和六年一月 一日	令和六年一月 六日	令和六年一月 一日	令和六年一月 一日	令和六年二月 一日	令和五年三月 一日	令和五年一月 一日	令和六年一月 一日	令和六年一月 一日

座野火止店	ウエルシア薬局新	ウエルシア薬局所	所沢クローバ薬局	三原薬局	膝折薬局	ドラッグセイムス	とまと薬局 草加店	薬局	ドラッグセイムス エージオ・タウン	あおぞら薬局 三郷店	クリエイト薬局久喜菖蒲町店	ふじのはな薬局
株式会社	ウエルシア薬局株式会社	ウエルシア薬局株式会社	株式会社エスシーグループ	株式会社 Genky's	株式会社富士薬品	株式会社富士薬品	有限会社スケガワ	株式会社富士薬品	株式会社HOP Eメデイカル	株式会社クリエイトエス・デイ	株式会社カモメ薬局	株式会社カモメ薬局
一F	新座市野火止六―一六―一五	所沢市上新井五―三―三	所沢市東住吉一〇―一―一	朝霞市三原三―一―二八	朝霞市膝折町四―二―三	朝霞市膝折町四―二―三	草加市吉町四―一―四六	上尾市宮本町三―二エー ジョ	三郷市早稲田一―一八―一九	久喜市菖蒲町新堀四七二―一	春日部市新宿新田二二八―五	春日部市新宿新田二二八―五
月十八日	令和五年十二月十八日	令和六年二月一日	令和五年十二月二十九日	令和六年一月一日	令和六年二月一日	令和六年二月一日	令和六年二月一日	令和五年十二月十七日	令和六年二月一日	令和六年二月一日	令和六年二月一日	令和六年二月一日

訪問看護ステーション いつき熊谷	訪問看護ステーション COCOR	Family Nurse 草加	訪問看護ステーション お結	訪問看護ステーション トータルケア 鶴ヶ島	あんしんケアサポート	訪問看護ステーション 希心	医療法人社団真心 会 まごころケア ステーション	訪問看護ステーション トータルケア ア戸田	川田薬局 メイン 店	どれみ薬局
株式会社ハート ヴィレッジ	ホームメデイケア アジアパン株式 会社	株式会社アニス ピホールディン グス	合同会社Kin d care	イノウエ商事株 式会社	有限会社クリエ イティブエフピ ー	合同会社老咲	医療法人社団真 心会	株式会社L. I. B	合同会社メデイ ケアル	オクトメデイカ ル株式会社
熊谷市新堀七四八	所沢市南住吉一―一五 Glance Feliccia三〇六二十八日	草加市谷塚町八二八―一 ニコ トブキハイツ二〇三	三郷市早稲田一―一八― 五サ ンク ラスター三郷一〇五号室	鶴ヶ島市脚折一九六六― 一	新座市東三―九―一 一 ホワイ トヒルズ一〇五	加須市北下新井一六七― 三	所沢市小手指町三―二二― 一 二	戸田市新曾五二三―一 MOT OHASHI二〇〇一 三〇 一 号	桶川市若宮一―五―二	本庄市西富田三二七―三
令和四年十一月一日	令和六年一月二十八日	令和五年七月一日	令和六年二月一日	令和六年一月一日	令和六年一月一日	令和六年二月一日	令和六年一月一日	令和五年十二月一日	令和六年一月一日	令和六年二月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		施 術 所		指定年月日
名	称	所在地	所在地	名称	所在地	指定年月日
堀越 雄一				KEiROW熊谷中央ステーション	熊谷市村岡三〇〇―五 一〇二	令和六年一月一日
黒崎 のぞみ				KEiROW与野ステーション	さいたま市中央区上落合六―九―四五	令和六年二月一日
酒井 和希				訪問マッサージこよみ	戸田市上戸田四―一七 一八―五一〇	令和六年二月一日
森川 剛				森川 剛	新座市野火止四―一九 六八―四〇二	令和六年二月一日
鈴木 英行				白岡院	白岡市小久喜九六〇―一	令和六年一月一日
吉沢 俊				まちの整骨院 日部東口	春日部市粕壁一―二―八	令和六年二月一日
大井 道隆				中村橋名倉堂整骨院	東京都練馬区貫井一―七―二六ウイステリア・I一〇一	令和六年一月一日
浅見 真志				飯能駅前接骨院	飯能市柳町二三―五	令和六年一月四日

加納 琢哉	引間 啓太	林 由香
日部東口 まちの鍼灸院春	治療院 越谷 ハートフル鍼灸	プラナ治療院
八 春日部市粕壁一―二―	〇二 越谷市南越谷四―八― 六キャピタル新越谷三	さいたま市緑区三室一 二六二―六
一日 令和六年二月	一日 令和六年二月	七日 令和六年二月

告 示

埼玉県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

氏 名		変更事項		変更前		変更後	
所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称
花谷 貴之	施術所	富士見市鶴瀬東二 一七―五二二	富士見市鶴瀬東二 一九―二―一〇 二広瀬ビル	加納 琢哉	施術所	春日部市中央六― 三―一三	春日部市粕壁一― 二―八
田中 真史	施術所	東京都北区赤羽西 四―二二―四今村 コーポ三〇二二	東京都北区赤羽三 一―一―三モンプラ ト―平山二〇三三	児玉 朋美	施術所	秩父市中町三―一 四ベスト電器ヤオ秩 父店二F	秩父市上宮地町二 六―四
		訪問鍼灸マッサージ KEiROW秩父 ステーション	こだま鍼灸マッサー ジ治療院				
		マッサージレイス治 療院 東京北区	フレアス在宅マッサ ージ赤羽				

告 示

埼玉県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
奏診療所	蓮田市本町二―二三稲橋ビル三階・四階	令和五年十二月三十一日
街かどのクリニック	入間郡毛呂山町川角七―一	令和五年十二月三十一日
家田整形外科 皮膚科クリニック	富士見市鶴瀬東一―一〇―四	令和五年十二月三十一日
八潮市立休日診療所	八潮市八潮八―一〇―一	令和六年一月三日
めぬま皮膚科クリニック	熊谷市妻沼東二―八五―一	令和五年十二月三十一日
あさこ小児科内科医院	草加市高砂二―二―三一	令和五年一月一日
みずほ台産婦人科	富士見市東みずほ台三―六―六	令和五年十一月十四日

まい薬局 三芳店	三原薬局	ドラッグセイムス エージオ・タウン薬 局	豊春薬局	井坂歯科	江夏歯科医院	坂本歯科医院	松の木歯科医院	アルファ歯科医院	藤原歯科医院	中野歯科医院
入間郡三芳町藤久保九六二―一	朝霞市三原三―一―二八	上尾市宮本町三―二エージオ・タウン 一〇五	春日部市下蛭田一三二―三三	北本市中央二―五九 平井ビル二F	坂戸市本町一―一―一九―一F	児玉郡上里町七本木二六四七―五	東松山市東平一五三九―三	熊谷市銀座七―二〇	飯能市緑町二―一	所沢市下安松一五七〇―二三
令和五年八月三十 一日	令和五年十二月三 十一日	令和五年十二月十 六日	令和五年十二月三 十一日	令和五年十二月三 十一日	令和五年十二月二 十一日	令和五年十二月三 十一日	令和五年九月三十 日	令和五年十二月三 十一日	令和五年十二月三 十一日	令和五年十二月十 二日

田部井医院	仲町診療所	山本整形外科内科医 院	医療法人樋口医院	医療法人恒明会 吉 田眼科医院	F a m i l y N u r s e 草加	所沢クローバ薬局	飛鳥薬局 深谷店	川田薬局マイン店	ウエルシア薬局新座 野火止店	まい薬局 富士見店
深谷市深谷町九―三二	深谷市上野台塚越三一〇四―一	深谷市高畑二〇三―一	深谷市本郷七八	深谷市岡二七五七―三	草加市谷塚町八二八―一ニコトブキハ イツ二〇三号室	所沢市東住吉二―三	深谷市上柴町西六―四―一五	桶川市若宮一―五―二	新座市野火止六―一六―一三	富士見市大字鶴馬一九三一番地三
四日 令和六年一月二十	五日 令和六年一月二十	四日 令和六年一月二十	三日 令和六年一月二十	四日 令和六年一月二十	日 令和五年六月三十	十八日 令和五年十二月二	十一日 令和五年十二月三	十一日 令和五年十二月三	七日 令和五年十二月十	一日 令和五年八月三十

合資会社田部井薬局	梶谷歯科医院	根津歯科医院
深谷市深谷町一〇―三四	深谷市岡部字上七七八―一	深谷市東方町二―二四―一八
四日 令和六年一月二十	二日 令和六年一月二十	五日 令和六年一月二十

告示

埼玉県告示第百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
医療法人双鳳会 山王クリニック	白岡市寺塚一二三―一	令和六年三月三十一日
朝霞台駅前みなみ耳鼻咽喉科	朝霞市東弁財一―五―一八カロ―タ二F	令和五年十二月三十一日
医療法人笠井歯科医院	春日部市豊町五―一九―五	令和六年一月三十一日
大原歯科医院	狭山市東三ツ木一〇二―一一五	令和六年一月二十四日
医療法人社団雅桜会 根津歯科医院	草加市高砂一―三―二五	令和六年三月三十一日
平山歯科クリニック	本庄市児玉町吉田林一九七―一	令和六年二月二十九日

告示

埼玉県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
医療法人勇誠会北町クリニック	○ 戸田市笹目北町五―一	令和五年十二月二十六日

告示

埼玉県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	あすか薬局 指店	秩父市日野田 町一―九―三	所沢市小手指 町一―一―八― 四パークサイ ド小手指B館 一階	大洋薬品株式 会社	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	令和六年一月一 日
名称	たちばな薬局	秩父市日野田 町一―九―三	所沢市小手指 町一―一―八― 四パークサイ ド小手指B館 一階	有限会社たち ばな薬局	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	令和五年十一月 一日
名称	居宅介護支援事 業所むさしの苑	入間郡三芳町 上富一七八四 ―七	所沢市中新井 二―二―九六― 四	社会福祉法人 三芳厚生福祉 会	居宅介護支援		令和六年一月一 日
名称	もみの木指定訪 問介護事業所	所沢市中新井 二―二―九六― 四	所沢市中新井 二―二―九六― 四	特定非営利活 動法人グルー プ野比	訪問介護		令和四年七月一 日

告示

埼玉県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
プレミアム草加南居宅介護支援事業所	事業所所在地	草加市柳島町八八〇セゾン三〇七号	草加市柳島町八九〇―四	居宅介護支援
行田ケアセンター そよ風	事業者名称	株式会社ユニ マットリタ イアメント・ コミュニケーション	株式会社S O K A Z E O	通所介護 居宅介護支援 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

告示

埼玉県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
あすか薬局 指店 小手	所沢市小手指町一丁目一八四番一階 指B館一階	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	平成二十年四月三十日
行田ケアセンター そよ風	行田市天満八二九	訪問介護		令和五年四月三十日
コープみらい北本 デイサービスセンター	北本市下石戸下 台原耕地一五二一	通所介護		平成三十年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

新倉蕨線	路線名
和光市新倉一丁目四一〇番三地先から同市新倉一丁目四一二番一地先まで	供用開始の区間
令和六年二月二十七日	供用開始の期日
令和五年三月十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五二・〇四メートル	備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
秩父市上宮地町四六〇二番四地先 から同市上野町八〇五番一五地先 まで	秩父市上宮地町四五九一番七地先 から同市上野町八〇五番一五地先 まで	秩父市上宮地町四五九一番七地先	区 間
九・二九〇三三・〇〇	一四・九六〇二五・五五	一四・九六〇二二・六五	敷地の幅員 (メートル)
八九六・二五	五七八・八〇		延長 (メートル)
			備 考

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>で 同市騎西字町並一二九九番一地先ま</p>	<p>加須市騎西字修理山八九七番四八地 先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・〇〇〇 一三・〇〇〇</p>	<p>五・一五〇 九・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇〇・〇〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

羽生外野栗橋線	路線名
羽生市大字藤井上組字北藤井九三番一 地先から 同市大字藤井上組字北藤井九三番一 地先 まで	供用開始の区間
令和六年二月二十七日	供用開始の期日
令和五年三月二十二日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二六・一〇メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一七八九番一地先まで</p>	<p>久喜市菖蒲町小林字小下前二〇八八 番地先から同市菖蒲町小林字小下前</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・五一〇 一六・〇二</p>	<p>一一・〇一〇 一五・五二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八九・八五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>